オフィシャル救急活動に関する要項

1．救急活動

救急活動とは次の順序で行われ、救出から医療機関に収容するまでの活動をいう。
危険現象→救出活動（消火活動を伴う）→応急措置→搬送→医療機関収容

―――――― 救 助 活 動 ――――――

1）救出活動（含、消火活動）

事故により発生する危険現象はさまざまであり、救出の状況もその都度異なる。したがって救出には一定の法則がなく、臨機応変に迅速な行動をとることが要求されるが、主な注意事項は次の通りである。

（1）救出活動に最も適した人員は４～５名で、それ以上の場合はかえって混乱し支障となるので、救急有資格者１名が必ず指揮に当たること。

（2）救出に駆けつけるものは必ず最寄りの消火器置場（コース上100mの間隔で配備）から携帯用消火器を携行すること。

（3）火災防止、まずメインスイッチを切ってエンジンの回転と燃料ポンプを止める。

（4）事故車をできる限り、競技の妨げとならない安全な場所に移動させる。

（5）火災が発生した場合は、消火活動とドライバーの救出作業を併行して行うこと。（配備してある消火器は毒性の低いもので直接人体にかかってもよい。）

（6）応援に駆けつけた救急車、消火車の誘導に当たり、状況を知らせること。

（7）ドライバーが車内に閉じ込められたり、身体の一部をはさまれたりしている場合は、救急車を要請する際にその旨を報告すること。（救急車は必要な器材を準備して急行する。）

（8）オフィシャルが化繊の衣類を着用している場合は、歩く程度の運動でガソリンを爆発させるだけの静電気が起こることを知っていること。（手袋は必ず木綿のものを着用しなければならない。）

（9）配置されている消火器はＡＢＣ消火器と呼称されるもので、一般に油、電気のいずれの火災にも適用できるものであるが、消火はあくまで短時間に行うことが重要であり、火を恐れず風上から迅速果敢に行動しなければならない。

(10) 消火器で容易に消えない場合は砂、毛布等の固体で火を覆い、空気を遮断して窒息消火を図るとともに、さらに水をかけること。

場合によっては、周囲の可燃物を除去して破壊消防の手段も併用すること。

2）応急措置

救出したドライバーが負傷している場合は次の応急措置を実施して、負傷個所の増悪を防ぎ、救急車の到着を待つものとする。

（1）できるだけ平らなところに寝かせ、安静に保つ。この場合衣服を緩めてやる程度に止め、ドライバーが身につけているものはすべてそのままの状態に保ち、脱がせてはならない。（特に火傷の場合は注意を要す。）

（2）目に見える出血に対して止血を施す。

① 患部に消毒。ガーゼ（清潔なハンカチ、手ぬぐい等でも可）を当て、三角布その他できる限り幅の広い布（最小限ネクタイ程度の幅）を使用して圧迫止血を行うことを原則とする。

② 圧迫止血を施しても容易に血が止まらぬときは、エアシーネその他の止血帯を使用して、腕または肢の付け根の動脈部の止血を行う。

③ 止血を施した時間を正確に記録し、医師または救急委員に報告する。

④ 止血帯は20分ごとにゆるめ、30秒程度血行を図る必要のあることを知っていなければならない。

（3）火傷を負っている場合は、患部に水をかけてできるだけ冷やす。

（4）骨折しているか、またはその疑いがある場合は、内外両側から副木を当て患部を固定する。（患部を中心として上下両方の関節部まで固定すること。）

（5）呼吸が停止している場合には直ちに人工呼吸を施す。

① 患者の頭を後ろへ下げることによって気道を確保したのち、口移しに呼吸蘇生法を施す。（５秒に１回の割で息を吹き込む。）
② 口中に異物（血の塊、チューインガム等）があったり、舌が呼吸腔を塞いでいる場合は、その障害を取り除いた後、息を吹き込む。（泡や血がある程度ではそのまま行ってよい。）
③ 口を開くことができないときは、鼻腔より行う。
④ 必ず一方の手の指を頸動脈部に当て、心臓の鼓動を確認しつつ行う。

（６）呼吸が停止してから３分間で心臓停止が起こるので、この場合は直ちに心臓部（みぞおちの少し上方）を強く圧迫して心臓マッサージを行う。心臓停止後の蘇生率は次の通りで、施術が早ければ早いほど効果が高いわけであるが、施術に際しては必ず蘇生させるという気迫と祈りを込めて行うことが大切である。

１分以内……95％蘇生
２ 〃 ……90％〃
３ 〃 ……75％〃
４ 〃 ……50％〃
５ 〃 ……25％〃

３）搬 送（移動）

救出後、応急措置の施された負傷者は救急車の到着と同時に、医師の指示を受けてこれに収容し、場内の医療センターまたは場外の救急病院に移送する。（場外の救急病院に移送する場合ヘリコプターを使用することもある。）

（１）救急車までの移動、または救急車を必要としない場合の搬送の方法は現場における状況ならびにオフィシャルの人員等に対して、次の各項のいずれかによって行う。

① 担架搬送 ２人または４人で担架によって搬送する。
② 応急担架 毛布を利用して応急担架を作り搬送する。
（２人担架、１人担架の２式あり。）
③ ファイアーマンズキャリー １人で肩にかついで搬送する。
④ ツーマンズキャリー ２人で腕を組んで患者を乗せて搬送する。
⑤ スリーマンズキャリー 上記の方法に加えてさらに１人が足の方をかかえて搬送する。
⑥ バックストラップキャリー 背後から患者の片腕をかかえて搬送する。

（２） 搬送または移動に際しては、次の点に注意を払うこと。

① 骨折、その他身体に損傷のあることを考慮に入れて、できる限り静かに行うこと。
② 毛布その他の衣類を患者に掛けて、体温の保持を図ること。
③ 搬送は患者の足を進行方向に向けて行うこと。
④ 搬送中、患者の顔色、表情を常に見守り、その変化に対応した処置をとること。
⑤ たとえ短時間でも失神したときは、必ずそのむねを申し送ること。

２．連絡，記録

事故発生と同時に、その区域を担当するオフィシャルは、直ちに救助活動に入るが、競技本部との連絡ならびに事故の記録もまた重要であることを忘れてはならない。

１）最小限１名は監視ポスト（コース以外の場所にあっては最寄りの電話または無線による連絡可能な位置）にとどまり、競技本部との連絡に当たる。
２）現場が連絡可能な場所から離れているときは、さらに１名の連絡担当員を定める。
３）的確な状況判断により、救助作業に支障があるときは、さらに数台の救急車を要請する。さらに競技の続行が危険と思われるときは、競技の中止を要請する。
４）救助作業の進捗状況を一定の間隔で、できる限り頻繁に報告する。
５）事故の発生時刻とその状況ならびに救助活動に関する記録を作成し、競技終了後提出する。